

個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。
個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

※均等割のみ課税の場合は、対象となりません。

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収 （給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



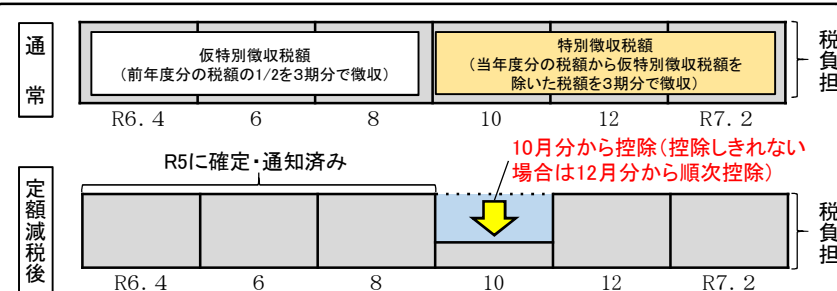
② 普通徴収 （事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>）

定額減税 特設サイト
所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら



**減税しきれない場合は「調整給付金」が支給されます。
裏面をご確認ください。**

調整給付について

裏面に記載の定額減税がしきれないと見込まれる方へ
次のとおり調整給付金が給付されます。

対 象 と な る 方

★定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方

給 付 額

- (1) 所得税分定額減税可能額3万円×(本人+扶養人数) から
令和6年分推計所得税額を引いた額
 - (2) 個人住民税所得割分減税可能額1万円×(本人+扶養人数) から
令和6年度分個人住民税所得割額を引いた額
- ※(1)と(2)の合計額で1万円単位で切り上げます。

手 続 き 方 法

対象となる方には、せたな町から確認書が届きます。

確認書の内容をご確認いただき、必要事項の記入・受取口座確認書類等を
添付のうえ、同封の封筒にて返送してください。(7月中旬頃から順次発送)

給付金の詳細は[内閣官房ホームページ](#)

「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)」をご参照ください。

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)



【お問合せ先】

○定額減税に関すること

せたな町役場税務課

課税係

電話：0137-84-5112

○調整給付に関すること

せたな町役場まちづくり推進課

まちづくり推進係

電話：0137-84-5111



せたな町
ホームページ